

(3) 遺産分割内容を決める二つのステップ

Step 遺産分割の対象となる

1 「相続財産を金額で表す」

そこから、「いくらもらえるか？」の計算



Step もらえる金額の相当する財産を

2 「どう分けるか？」を決める

第1のステップでは、相続財産を金額で評価してみて、そこからいくら金額分がもらえるかという金額を決めます。そして、遺産分割の対象となる“相続財産の中からもらえる財産の評価額分”を「具体的相続分」といいます。

第2のステップでは、“もらえる金額”，つまり具体的相続分をどの財産でもらうのかを決めます。